

質 問 回 答 書

真岡市産業部商工観光課

令和5年7月21日公表

No.	質問事項	回 答 案
1	業務委託仕様書「4.業務内容」内に記載されている、「受託者は本仕様書に定めのない事項であっても、真岡市が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。」とあるが、どのようなことを想定しているのか？	パンフレット・動画を作成するにあたり、校正会議などで真岡市が修正指示を与えたことによって発生する作業（例：新たに写真を撮影する必要がある場合など、どうしても必要になってくる作業）を想定しています。
2	業務委託仕様書「4.成果品の納品と委託料の支払い（1）成果品」内で、真岡市が編集可能な状態で納品することとあるが、イラストレーターで制作した場合、アウトラインをかけない状態のデータという認識でしょうか？	アウトラインをかけない状態のデータで納品してください。
4	既存のパンフレットから地図データなどは編集可能なデータを提供していただき再編集することは可能か？	提供はできません。
5	履行期間が令和6年3月22日までとありますが、パンフレットおよび動画の成果物をその日までに納めるという認識でよろしいでしょうか。 また、配布開始や動画公開日が決まっていたら教えてください	パンフレットおよび動画ともに納期は令和6年3月22日となります。その日までに「仕様書4.成果品の納品と委託料の支払い（1）成果品」に記載の成果品を納品してください。 配布開始日、動画公開日は令和6年4月1日（月）以降を予定

	い。	しております。
6	提出物に観光プロモーション動画デモページが含まれますが、絵コンテでの提出も可能でしょうか。その場合は動画ではなく紙ベースでの提出となります。	絵コンテでの提出も可能です。実施要領「4. プロポーザル実施の手続き（4）企画提案書等」に記載のとおり、観光プロモーション動画デモページの表現形式は自由とします。ただし、提出いただく動画デモページは、プレゼンテーション審査の際に使用する表現形式と同様にする必要があります。
7	観光プロモーション動画デモページについては、企画提案にあたり貴役所の保有されている動画を WEB ページ等からお貸しいただくことは可能でしょうか。 お貸しいただける場合は、どのような内容の動画をお持ちでしょうか。	プロポーザル時には提供はできません。 イベント時期や撮影時期、天候等の都合により資料が必要になった場合の貸与は、受注時に限ります。
8	観光プロモーション動画の拡散方法について提案する際、実際に拡散する際にかかる経費についても受託者が負担する前提で提案する必要がありますか。 若しくは、実際に拡散に必要な媒体経費等は、別途、真岡市で負担することを想定していますか。 また、契約終了後も経過観察やメンテナンス業務の期間が必要になりますでしょうか。その際、どの程度の期間をご検討されておりますでしょうか。	観光プロモーション動画の拡散方法に関しては、あくまで提案のみとします。実際に拡散に必要な媒体経費等は、別途真岡市で負担することを想定しています。
9	企画提案書についての記載に、観光パンフレットは A3 版での提出とございますが、製本する場合は観光パンフレットデザインを省いたコンセプトから業務実績までを 1 冊にまとめるという認識でよろしいでしょうか。その場合、観光パンフレットは別紙で A3 版での提出となります。	コンセプトから業務実績までを A4 版 1 冊にまとめていただき、観光パンフレット見開きデモページは別途 A3 版で、裏面に会社名を記載の上、ご提出をお願いします。
10	企画提案書を製本した状態で提出する場合、提出事項に観光プロモーション動画デモページも含まれておりますが、一次審査	「実施要領 4 プロポーザル実施の手続き（4）企画提案書等の提出」の表に記載のとおりです。

	<p>の選考対象に含まれない動画デモページやプレゼンテーション資料についても企画提案書提出期限日に提出するという認識でよろしいでしょうか。</p>	
11	<p>イベントや各種観光地、特産品で撮影が可能、または不可能と想定しているものはあるでしょうか。 また、受注時の時点で過ぎてしまっている季節の動画や時期的に撮影が困難な写真（真岡市の四季、風景やイベント等）については、データの貸与いただき、パンフレット内で使用してよいという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「仕様書 5. 資料の貸与及び著作権 (1) 資料の貸与」に記載のとおり、新規撮影した写真や映像を原則とします。ただし、受注時にイベントが既に終了しているなど、イベント時期や撮影時期、天候等の都合により撮影が可能なものや不可能なものが出てくると想定しています。 そのような場合には、「仕様書 5. 資料の貸与及び著作権 (1) 資料の貸与」に記載のとおり、必要に応じて受託者に資料（写真や動画等のデータ）を貸与します。 貸与された資料はパンフレット内で使用していただいて問題ございません。</p>
12	<p>前回 16 ページのパンフレットが今回の仕様では、20 ページ程度となりました。ページ増になった理由をご教示お願いできますか。</p>	<p>掲載必須事項が増えたため、ページ数を増やしました。「仕様書 5. 仕様 (1) 観光パンフレット④掲載内容」の掲載必須内容が含まれていれば、ページ数の指定は特にありません。</p>
13	<p>仕様書 4 番 (6) その他 打ち合わせ、中間報告、校正会議等について、それぞれの具体的な内容や最低でも何回は設けなければならないなどの、目安はございますでしょうか。 また、それらは対面で行うことが必須となりますでしょうか。</p>	<p>パンフレットの内容（デザイン、ページ構成・仕上がりイメージ、修正箇所等）や紙面調整、進捗状況についてなど打ち合わせにて随時確認をしたいと思います。基本は対面としますが、新型コロナウイルス感染症等の影響により対面が難しい場合には zoom 等使用してのリモートでの打ち合わせを検討します。 打ち合わせ 3 回、中間報告 1 回、校正会議等 2 回程度を目安に打ち合わせができればと思っております。</p>
14	<p>ターゲットの設定が関東近県のファミリー層（40 代世帯主、4～5 人家族）とのことですが、外国からのインバウンドはメインターゲットとして想定しないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>今回の観光案内パンフレットでは、「仕様書 5. 仕様 (1) 観光パンフレット①ターゲット」に記載のとおり、日本国内のファミリー層をターゲットとして想定します。外国からのインバウンドは想定しておりません。</p>

15	配布について、一般的には A4 版サイズのラックが多いと思いますが、提案する仕様のサイズを変更しても構いませんか。	「仕様書 5.仕様 (1) 観光パンフレット③規格・仕様」に記載のとおり、規格・仕様は自由としますので、変更していただいて問題ございません。
16	映像の納品データ仕様ですが、解像度が「4K」となっていますが、納品データは「HD 画像」となっています。HD データで作成する認識でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
17	納品データについて、編集可能なデータ納品が指定されておりますが、本件業務以前に著作権が設定されている画像等を使用する場合、納品後自由に編集・使用することが出来ませんので、納品データに含まない（編集しない PDF には含む）という認識でよろしいでしょうか。 また、本件業務以前に著作権が設定されている著作物については、真岡市に著作権を帰属することが出来ません。その場合は、対象著作物は本件著作権帰属対象から除外する認識でよろしいでしょうか。	「仕様書 5.資料の貸与及び著作権 (2) 著作権」に記載のとおり、基本的には納品データの著作権は真岡市に帰属し、納品後は二次利用できるものとして納品してください。ただし、著作権が設定されている著作物の使用を想定している場合には、企画提案書の中に明記してください。
18	市制 70 周年を迎えるに当たり、何かイベントなどの企画は予定されておりますか。	市制 70 周年記念事業の一環としてイベント実施を計画中です。成果品の観光パンフレットと観光プロモーション動画は、イベント内での配布や会場内で流すなど、活用することを想定しています。
19	参加者の資格要件 (2) の真岡市入札参加資格者名簿への登録申請がこれからになりまして、参加表明書提出期限および企画提案書の提出期限までに、登録が認められるか不明ですが、名簿登録申請の段階でも応募は可能でしょうか。	「実施要領 3 参加資格 (2)」については、名簿登録申請の段階でも応募は可能です。7 月 28 日 (金) の参加表明書の提出までに申請が終了していれば可能です。
20	業務概要 2 に、平成 27 年に作成した観光パンフレットの刷新とありますが、この時の委託料上限金額と、それに対する落札金額がいくらだったのか、何社の応募があったのか応募数を教えて頂くことは可能でしょうか。	平成 27 年に作成した観光パンフレットの刷新の情報については、情報開示請求を受けたくうえで対応いたします。ただし、委託料上限金額は非公開の対象とします。

21	「仕様書 5.仕様 (1) 観光パンフレット④掲載内容」に特産品、グルメとあるが、それぞれどのようなものを指すのか。	特産品は真岡市にゆかりのある特産物を加工したもの（例：いちごの加工品や伝統工芸品等）を指し、グルメはターゲットが興味を示すような市内飲食店や真岡市ならではの飲食物を指すこととします。
22	デモページは受注の際も同じものでなくてはならないのか。	別のものでも問題ございません。
23	納品データの使用は、イラストレーターではなく、インデザインデータでも大丈夫でしょうか。	イラストレーターの形式かインデザインデータの形式でご提出をお願いします。編集可能な状態で納品してください。